

THE JTSU-E JOURNAL

2024年05月13日(月)
第51号

所在地: 〒135-0044 東京都江東区越中島 3-5-10
電話: 03-6458-5603 | FAX: 03-6458-5605
HP: http://jtsu-e.com | メール: union@jtsu-e.com
発行人: 佐々木 宏充 | 編集人: 奥 富 享
月1回(1日)発行/1部20円
(組合員の購読料は組合費に含む)
QRコードは、(後) デンソーウェブの登録商標です



脱退パワハラ訴訟控訴審



控訴棄却となるも、決起集会と全地本代表者会議にて脱退パワハラ訴訟の勝利と、新たなたたかいに踏み出すことを確認!



労組ハラスメントは許されない! 健全な鉄道会社を目指すために立ち上がる総決起集会

主催者あいさつ (要旨) 中央執行委員長 佐々木 宏充 ~連帯を大きくつくり出し、人を大切にできる社会を実現しよう!~

4年半にわたってたたかってきた脱退パワハラ訴訟は、今日控訴審判決を迎え、控訴審控訴棄却・一審判決維持という結果になり、脱退勧奨に関して会社の組織的関与が認められませんでした。当時の富田社長をはじめとした経営幹部が何名も大崎運輸区に入り、その時の証拠を提出しているにも関わらず、これでも組織的関与が認められないということは、会社に都合のいい部分だけを取り上げ、私たちの主張を退けたということであり、高等裁判所の判断は断じて認めるわけにはいきません。しかし、一審判決で既にいくつかの個別の不当労働行為が認定され、放出さんに対する損害賠償が命じられている事実は消すことができます。一審で会社の使用者責任が問われており、当時関わった管理者の処遇については直ちに直すべきであり、当時の経営責任者は自らのその管理責任を負うべき事を強く訴えます。この間たたかってきた4名の皆さん本当にお疲れさまでした。そして、これまで私達に連帯していただいた各単組の皆さん、労連の仲間、そして議員懇談会の皆さん、そして連帯する会の皆さん、本当にありがとうございました。そして4名を支え、これまで多くの労苦を共にして頂いた弁護団の皆さん大変お疲れさまでした。

「あったことをなかつたことにしない」として、健全な企業をつくり上げていくために私たちは真の労働組合として今日までたたかってきました。これからもその目的を明確にして職場活動、日常活動を強化し、その強化を通じてたたかい続けていきます。改めて、鉄道会社として社会インフラである公共交通の鉄道をつくり上げていくために安全と信頼を基礎に社会に役立つ、そして社会がサステナブルに成り立つために何が必要か、今の会社施策に何が足りないかという視点を明確にして社会に発信していく必要があります。社会・地域に優しい公共交通機関としての鉄道、その会社の中で行われている不当労働行為の数々やパワハラなどのハラスメントの横行は社会的にも明らかにしていかなければなりません。「あったことをなかつたことにできない」とこの言葉は合言葉にして、このたたかいは、あったことを歴史に刻みました。巨大組織・巨大企業にこれからも輸送サービス労組として一丸となって立ち向かっていく大きな教訓がこのたたかいを節目としてできあがりまします。すべての仲間と共に健全なJR東日本に作り変え、全ての利用者、国民の足を守り、安全で安心して利用できる鉄道会社を目指したたかいていきましょう!

裁判報告 (要旨) 弁護団 鈴木弁護士

4名の原告の皆さま、大変お疲れさまでした。そして、これまで支援頂いた組合員の皆さんも本当にお疲れさまでした。率直に残念だなどというところがありますが、会社の組織的関与が認定されなければ、裁判をやらない方がよかつたのかと言うと、そんなことは決してないと思います。18春闘当時、組織的、歴史的な不当労働行為が展開されている中で、たたかわないという選択はあり得なかつたと思います。あれだけの不当労働行為が行われて、組合が消滅してしまうような危機の中で、会社の違法な行為に対して筋を通してたたかう組合

の姿勢があつたからこそ、これだけの組合員の方がついてきたし、原告の4名を支援し、たたかい続けるという結果に繋がりました。我々がやることはこれからもずっと変わりません。会社の不当な行為に対してはしっかりと声を上げてたたかう、そして、組織の団結を維持していくことを続けていけば、どんどん組織も拡大して第一組合を揺るぎないものにしていくと思います。これからも皆さんと一緒に労働者の労働環境、そして会社をより良くすること、さらには鉄道の安全と輸送サービスを守るために取り組んでいきます。これからもよろしくお祈りします。

あったことをなかつたことにさせず、歴史に刻む!

原告4名の決意表明

石井さん (東京駅分会)

裁判に立ち上がって以降、このたたかいを支えて頂き、多くの仲間が後ろについているというのは、本当に心強く本当に励みになりました。ありがとうございました。2018年の脱退策動、私の経験した脱退セミナーからも丸6年経ちました。6年経って職場はどうなっているかという、不当労働行為は収まるどころか形を変えて、未だに色々と繰り返している厳しい現状があります。自分でも「好きで入った会社を訴える」というすごいことをやったと思いますが、「鉄道が好きで入った会社なので、やっぱり良くしたい」という想いがあった、会社をやっていることが許せなかつたから、ただかかってきました。「おかしいことをおかしい」と言えるのが労働組合。より良い会社を取り戻していくためにみんなで頑張っていきたいと思います!

高橋さん (綾瀬運輸区分会)

昨年8月10日に一審判決が出て以降も脱退して行く仲間がいます。会社は組織ぐるみで団体干渉を行ったことが認定されていないことをいかに、組合差別・脱退勧奨を今なおっており、判決の重みを分かっていません。自分の昇進や転職の希望を叶えるために脱退する・組合に加入しない、これが今のJR東日本のスタンダードになってしまっている現状を正常に戻さなくてはなりません。昨年、ビッグモーターやジャニーズの性加害問題など、企業の不正に対する告発が大きな社会問題となり、今までタブーとされてきた問題にメスが入ったが、この脱退パワハラの問題はクローズアップされていません。社員のみならずマスコミまでもが会社の不正に見て見ぬ振り、沈黙してしまっている現状があります。今後あらゆる手段を活用してJR東日本の暴走に歯止めをかけていきましょう。今回の判決をばねにJR東日本が行っている組合差別を大きく社会問題化していく行動を全組合で巻き起こしていきたいと思っています。そして、組織強化・組織の拡大に向けて日常活動と職場活動を強化していきましょう!

脱退パワハラ訴訟判決のポイント

- ✓ JR東日本で行われた管理者の行為は、脱退勧奨の不当労働行為
- ✓ 会社の使用者責任が認められ、損害賠償が命じられた
- ✓ 18春闘の時期に、いくつかの現場で脱退勧奨が行われた可能性は高い
- ✓ 会社による組織的な脱退勧奨は認められなかつた

宮澤さん (松戸営業統括センター分会)

法廷は控訴棄却としても、中身的には勝利していると思っています。この間命がけで証拠を集めてくれた皆さんのおかげで、ここに4名が冤罪を起すことができました。そして、その証拠を出した結果、一審の判決が「JR東日本という会社が不当労働行為を行っていた」ということが事実として示されました。また「脱退勧奨が行われた可能性は高い」ということも残すことができたのも本当に大きいです。2018年からJR東日本という大企業が3万数千名の組合員を脱退させています。弁護士さんからも以前言われましたが、この歴史上ない脱退勧奨を行ったJR東日本という会社を絶対に許せない、だからこそ、ここまで皆さんと共にたたかい、そして事実を残すことができました。さらに、私たちは今こそ、今も起きている不当労働行為の問題に対して、今回のたたかいを一つの糧として共にたたかい、いつか健全なJR東日本・グループ会社を目指します。その実現に向けてたたかいを共につくり出していきます!

放出さん (大崎運輸区分会)

控訴棄却になってもそもそも勝利している裁判であることは変わりありません。その根拠は、「この裁判は1円でも勝ち取ることであれば勝利」と当初から言われており、事実が認められなければ、損害賠償は発生しません。会社は今回も指示を出し「あくまで個別の事案として極めて少額な慰謝料が認められた」と述べていますが、金額の大小に関わらず、この会社で不法行為を行ったということに変わりはありません。2点目に、脱退勧奨・組合差別・不当労働行為、組合員を狙い撃ちした強硬態度等は組織の内外に広めていく必要がある中で、裁判所が判断し、認定する判決を下したということ、我々の主張の正当性や信頼度が上がります。3点目に輸送サービス労組は、すべての仲間のために・組合員のための労働組合を取り戻すために形成された労働組合です。「仲間を絶対に見捨てない・絶対に置き去りにしない」という結成当時の結成意義を考えると、本当に素晴らしい組織であるし、しっかりと仲間のための労働組合になっている、これが一番の根拠と言えます。以上3点の根拠を踏まえ「この裁判は我々の勝利です!」と皆さんに訴えます!

控訴審判決を受けての中央本部見解

勝利を確認し、労組ハラスメント・不法行為の根絶と、組織強化・拡大を通じて健全なJR東日本グループを実現しよう!



集会まとめ (要旨) 事務局長 串田弘史

本集会に結集頂いた仲間300名を超えました。私達は、仲間として嬉しい時も苦しい時も同じ時間を共有してきました。この集会で同じ時間を共有し、明日へ向かっては何よりも強い武器になります。仲間の力を結集させたかいつくはるが、輸送サービス労組の強みであり、これからも集まることにたどり着いていきます。控訴棄却という結果ですが、当時の管理者が行った不当労働行為は認定されました。その不当労働行為に対する使用者責任も問われ、JR東日本に対して損害賠償請求に基づいた慰謝料の支払いも命じられた判決は変わりありません。また、会社の行った行為は不法行為であり、不当労働行為は間違いなく存在し、この判決はたたかいは証明しました。この事は、今日までのたたかいは到達点として改めて全ての仲間と共に確認したいと思っています。「あったことをなかつたことにしない」は、

輸送サービス労組結成の原動力

控訴審の結果は「あったことをなかつたことにさせなかつた」として「あったことをなかつたことにせざるを得ない」として、4人の奮闘はJR東日本内で行われた不当労働行為の事実を世の中に示し、日本の労働組合運動の歴史に刻み込んだことを全組合員で確認しましょう。組織的関与が認められなくても、組織的な不当労働行為があつたことは、当時を経験した私たちが証明し続けることができます。決して下を向くことなく、今日以降も堂々と職場から輸送サービス労組運動をつくり上げていきましょう。

現在、水戸地裁では職場で取り組んだシヨブローテーションに対するアンケート調査について、組合員の利益を守り、輸送サービス労組の飛躍を実現しよう」と提起しています。組織拡大に向けて日々の運動を職場から地道に実践することを改めて全組合員に訴えます。

現在は「日常活動の強化を通じ、組合員の利益を守り、輸送サービス労組の飛躍を実現しよう」と提起しています。組織拡大に向けて日々の運動を職場から地道に実践することを改めて全組合員に訴えます。

現在は「日常活動の強化を通じ、組合員の利益を守り、輸送サービス労組の飛躍を実現しよう」と提起しています。組織拡大に向けて日々の運動を職場から地道に実践することを改めて全組合員に訴えます。

2019年 11月18日 「健全なJR東日本・グループ会社をめざして立ちあがつた仲間と連帯する会」発足	2019年 12月26日 「脱退パワハラ訴訟」を東京地裁に提訴	2020年 2月10日 JR東日本輸送サービス労働組合結成	2020年 3月12日 第1回頭頭弁論報告集会を開催
2020年3月12日 脱退パワハラ訴訟報告集会			
2023年8月10日 司法記者クラブ			
2023年 3月2日 4名の仲間が証人尋問に立ち、堂々と証言を行う!	2023年 5月18日 結審報告集会を開催	2023年 8月10日 勝利判決・JR東日本での不当労働行為認定記者会見・総決起集会を開催	2024年 4月24日 控訴棄却総決起集会を開催

勝利判決! 最高に熱い日に、最高の結果を最高の仲間たちと分かち合う!

約4年半にわたるたたかいの成果を確認し、日常活動・職場活動を強化して健全なJR東日本グループを実現させよう!

JTSU-B2024“春” 確認メモを締結し妥結を判断!

(バス関東労働組申し入れ事項)

- ◆定期昇給: 定期昇給の完全実施、所定昇給額及び昇給基礎額1,000円の増額
- ◆ベースアップ: (契約社員Aを含む) 全社員一律13,000円(定期昇給を含まない)
- ◆特別昇給: 2021年4月に削減された定期昇給分4分の2

バス関東労働組は、申し入れを踏まえない著しい低額回復を繰り返している。このままでは、労働者の生活が安定しない。妥結を判断し、交渉を再開していきま

JR東日本運輸サービス労働組合(バス関東労働組)は、申し入れを踏まえない著しい低額回復を繰り返している。このままでは、労働者の生活が安定しない。妥結を判断し、交渉を再開していきま

バス関東労働組は、申し入れを踏まえない著しい低額回復を繰り返している。このままでは、労働者の生活が安定しない。妥結を判断し、交渉を再開していきま

- 【確認事項の4本柱】
- 1 ベースアップの規定性と組合員・家族の努力を踏まえて決定していくことについて
 - 2 経営状況の回復と、賃金・労働条件の改善について
 - 3 改善基準告示改正に対する労使の考えと人材確保について
 - 4 今後の期末手当交渉の考え方について

2024年4・5月期 団体交渉開催状況

申29号	【JETS】物価上昇に負けない「2024年度賃金のベースアップ」の実施と働きがい・生きがい・こころの豊かさを求める申し入れ	第1回目	全項終了
4月26日	【JETS】安全で快適な移動空間を提供するために「働きがい」「生きがい」「やりがい」を持てる労働環境の実現を求める申し入れ	第1回目	全項終了
5月9日	申38号 ワンマン運転実施における諸課題の解決を求める申し入れ	第1回目	

第三者機関を活用した取り組み 不当労働行為救済申立て

STOP! 企業倫理の逸脱 NO! 企業犯罪

安全に安心して働けるJR東日本を取り戻すため、すべての仲間と健全な経営を実現させよう!

- 水戸地本からの申立て (2023年3月13日提出) 6月6日(木) 10時30分から東京都労働委員会において、第4回調査が行われます。
- 東京地本からの申立て (2022年11月25日提出) 5月9日(木)、東京都労働委員会にて第5回調査を開催。第6回調査は7月11日(木) 10時30分から行われます。
- 八王子地本からの申立て (2023年1月18日提出) 7月4日(木) 10時00分から東京都労働委員会において、第6回調査が行われます。

JR東日本八王子駅 職場活動の規制を許さず、健全なJR東日本を実現しよう!

パンフ配布処分事件 次回期日: 6月17日(月) 10時00分より

中村文治氏 不当解雇撤回裁判 次回期日: 7月17日(水) 13時30分より

ジェイアールバス関東不当労働行為事件 中央労働委員会命令取り消し訴訟

4月22日、ジェイアールバス関東不当労働行為事件中央労働委員会命令取り消し訴訟の第5回期日が開催されました。この間、国や会社の基本スタンスは「証人尋問は不要」でしたが、裁判所は証人尋問の必要性を認め、バス関東労働組の佐藤さん(棚倉分会)が証人として法廷に立ちます。バス関東分会のたたかいは「労組脱退/ハワハラ訴訟」と同様、組織を立ち上げ、仲間のために運動を取り組んだ重要なたたかいです。バス関東労働組と連携し、勝利判決を掴み取りましょう!

次回期日: 6月13日(木) 15時00分より

レク・サークル 楽しい時間を仲間とシェア! 仲間との絆を深めよう!

水戸・東京・八王子レールクラブ 3地本合同団体臨時列車 「トキ鉄ワイド満喫号の旅」開催!

2024年5月29日(水) 募集締切

6月27日(木) 好評につき追加開催決定! 参加者募集中!

集合	直江津駅 10:45(受付 10:30~)
参加費(予定)	大人(中学生以上) 6,000円 小児 4,000円

申し込みは各地本レールクラブ幹事まで(定員に達し次第締め切りとなります)

2023年5月28日 3地本レールクラブ合同団体「VSEラストランツアー」

JTSU-E 2024 11,177円の賃上げを実現し妥結!

【正社員の給与と改定】

- ◆定期昇給: 基本給4号俸 職階給4号俸の実施 定昇平均: 3,210円
- 【内訳: 基本給1,776円/職階給1,585円】
- ※ 満59歳以下および所要期間1年以上の正社員のみ実施
- ◆ベースアップ: 基本給10号俸 職階給10号俸を加算
- ベア平均: 7,967円
- 【内訳: 基本給3,875円/職階給3,941円】
- ※2024年4月1日時点の正社員は全社員が対象
- ◆基本給改定平均: 11,177円
- 【定期昇給3,210円/ベア7,967円】
- ◆精算: 2024年6月20日以降、準備出来次第

【契約・パートタイマー等社員の基本賃金の改定】

- 契約社員 日額230円増
- パートタイマー等社員 時給30円増
- シニア社員B/C・特別契約社員 月額6,000円増
- 2024年4月1日、2024年5月支給分(4月実績)から実施

【参考】

- 満59歳以下の正社員: 787名
- 満60歳以上/所要期間1年未満の正社員: 70名
- 契約社員/パートタイマー等社員: 250~260名

しかし、ベアの手法に10号俸を用いることは「昇給額に差が生じる」ことから確認できないと厳しく指摘!

私たちの仲間が 千葉の地でも奮闘!

会社施策を担い千葉支社管内へ

3月16日、東京区電車区分会の船橋橋本センター(仮称)発足を担ったため、蘇我運輸区京葉派出入17名の組合員が異動となりました。

輸送サービス労組中央本部は、慣れない地での生活を余儀なくされている仲間が、一切の不安なく労働に就けるよう八王子地本と連携して取り組んでいます。すでに、千葉の地で奮闘する仲間が不利扱いを受けにくいよう、労働協約の適用もろくに、団体交渉や使官協定など常務的取り扱いは、積極的に進めています。

今後は、蘇我運輸区京葉派出入のみならず、新たに千葉の地で奮闘する仲間と共に、組合員のための労働運動を通してさらなる組織強化・拡大につなげていきます。

JR東日本での脱退勧奨があった事実を歴史に刻み込んだ! 4人の勇気ある一歩から、みんなの一歩で未来を創り出そう!

労働事件裁判史上、類を見ないたたかいに挑み、脱退勧奨があった事実を歴史に刻み込んだ。石井さん・高橋さん・宮澤さん・放出さんに敬意を表するとともに、4名を支援してくれ

「原告」に損害(不法行為)を与えていたことに対して補償を請求するもので、損害がなければ1円でも補償が求められることはない。すなわち裁判官は「管理者からの脱退勧奨が行われた事実」を第一審で認定、第二審においても堅持し、その「管理者を雇用しているJR東日本の責任」として「当事者へ補償金を支払うこと」を命令した。まさに4名は「あつた」ことをなせるためにたたかってきたのだ。一方、JR東日本は「社員は皆さんへ」で「少額の慰謝料」と強調しているが「管理者」の脱退勧奨への精神的苦痛に対する慰謝料である。これを減額化させず明らかにすべきである。

先日、福山山嶽脱退訴訟のドキュメンタリー番組が放映された。妻と妹を亡くし、娘が重病を負った渡野弥二さんがJR東日本に対し「発生した事故について反省に至る根拠と理由を説明するのが説明責任、何が問題だったのかを整理して」訴え、JR東日本と議論を積み重ねてきた。脱退/ハワハラ訴訟判決に重ねればJR東日本の対応はどうか。社員の皆さんへからは、説明はあつたか、使用者責任の放棄が感じられないか、社員に教育したコンプライアンス遵守の姿勢とはなんなのか、不法行為を行った者は社会的に見ても管理指導する立場にない、とは明らかだ。

裁判が行われた可能性は高い」と認定されたが、JR東日本の組織的脱退勧奨とまでは認定されなかった。なぜ認められなかったのか、私たちが考えなければならぬ。あらゆる職場・タイミングで組織的脱退勧奨が行われることは周知の事実である。当時3万人を超えた仲間の多くが苦しむ、涙ながらに脱退を提出した。しかし、この歴史的事実に対して証拠を揃えてJR東日本を訴えたのは4名という現実。個人訴訟で巨額な金に立ち向かう手法には限界性があることも実感した。不法行為に対しては証拠を積み上げること、そして会社の行い(不法行為)について多くの人が知ってもらうことが必要だ。私たちが今進められている矢張り、早に行われる会社施策、赤字ローカル線問題、サービスレベルの低下、その裏でチェック機能として存在する労働組合の監視と不法行為(ハラスメント)などJR東日本の経営姿勢について支援助力して行く団体や身近な人へあらゆる手段で発信しよう。4名のたたかいか、組織的脱退勧奨があった事実を歴史に刻むのは私たちだ。

5月8日の社長会見で「みどりの窓口の順次閉鎖計画を当面凍結する」と発表した。またも現場に何も伝えられぬ中でのトップダウンでの発表である。現状を踏まえた凍結の批判的報道を受けての判断と思えて仕方がない。朝から晩まで混雑、職場によっては3時間待ちというゴールが見えない業務を必死に担い、さらには明け方まで疲弊の連続、超勤、イベント開催や、地域交流の打ち合わせを行うなど、まさに「やりがい搾取」の現実がつくり出されている。支社で行っていた企画業務が現場へ移管され、慢性的な要員不足で多忙を極めている。施策を受け入れられない社会人の活動では限界を迎えていることは明らかだ。現場から具体的な要求を示していこう!

一人ひとりが、共感してくれる仲間、職場で苦しむ仲間と手を繋ぎ、安全で働きがいのある職場風土と環境を創り出すべき。みんなで一歩を踏み出し、利用者に愛される持続可能なJR東日本グループと明るく未来を創り出そう!

私たちの努力でつくり出された好調な業績 第3四半期での上方修正をも上回る好決算

「夏季手当補給」で社員・家族への還元を!

JR東日本2023年度期末決算「増収増益」「3期連続の増収」でも過去最低の売上人件費率

4月30日、JR東日本から2023年度期末決算が発表され、連結増収増益、セグメント別では運輸事業、海運サービス事業、その他が増収増益となり、第3四半期での上方修正を上回る好決算でした。単体では過去最高の営業利益(2018年度)の2.1倍(1,333億円)と比較しても2023年度は1兆9,000億円(94%)増の回復しています。(図1参照)

2023年度における売上人件費率(営業収益に占める人件費の割合)は20.46%であり、これはJR東日本発足以降、過去最低でした。(図2参照)これは、少ない人件費でいかに効率よく収益を確保するかという経営の意思が体現していると言えます。

会社は、申24号第1回団体交渉で「新賃金と夏季手当の同時検討を組合へ要請し、その中で「働きがい」をいかに創出していくか」という課題を

図1 JR東日本2024年3月期決算実績(単体)

	2023年3月期	2024年3月期	増減	対前年比
営業収益	1兆7,655億円	1兆9,872億円	+2,217億円	112.6%
営業利益	909億円	2,538億円	+1,628億円	279.1%
経常利益	460億円	2,023億円	+1,563億円	439.8%
当期純利益	524億円	1,466億円	+942億円	279.8%

図2 JR東日本の売上人件費率

年度	人件費率
会社発足当時	1987年 27.99%
過去最高	2000年 34.55%
過去最低	2023年 20.46%

※2022年度は22.35%

夏季手当補給 実現に向け起ちあがろう!

いへんのかという視点を持って。回復水準を低く抑えようという考えは毛頭ない。連日、同時検討の必要性を兵衛重忠を申し、そのような背景からも「基準内賃金の2.7ヶ月分」とした夏季手当への補給を行ってほしい。

品川施設電気分会 職場集会

申36号および申37号 「黒字化までの努力と好業績結果に踏まえ、真の笑顔と活気あふれる生活を実現し、明日への活力となる夏季手当補給」要求実現のために職場討議を深め、すべての仲間と共に声を上げよう!

度重なる値上げにより、身の回りのほとんどの商品・サービスが高感する。4月3日、00品目を超える大規模な商品値上げが実施された。2024年1月から5月まで、主要食品・スーパーで値上げされる商品は4,556品目、値上げ率の平均は17%におよぶ。▼2024年度賃金のベースアップを実現する取り組みでは、所定昇給額を算出基礎とするものの、過去最高水準のベア額を引き出した。一方で、新賃金との同時検討が提案された夏季手当も同時期に議論を行ってきたが、2・7ヶ月分という低水準の回答だった。ベースアップは物価上昇分を考慮した生活の維持向上が、位置付けられているが、物価上昇や働き方の変化などへの正当な対価に値するとは思えない。▼JR東日本は、4月30日に2024年3月期決算を発表し、収益は2018年に迫勢だ。輸送サービス労組は夏季手当の提出を求め、申し入れを提出している。期末手当は、直近の業績動向をベースにすることを基本的な考えとしており、好調な業績結果に踏まえれば夏季手当は、輸送サービス労組は夏季手当の提出を求め、申し入れを提出している。期末手当は、直近の業績動向をベースにすることを基本的な考えとしており、好調な業績結果に踏まえれば夏季手当は、輸送サービス労組は夏季手当の提出を求め、申し入れを提出している。期末手当は、直近の業績動向をベースにすることを基本的な考えとしており、好調な業績結果に踏まえれば夏季手当は、輸送サービス労組は夏季手当の提出を求め、申し入れを提出している。



2023年5月28日 3地本レールクラブ合同団体「VSEラストランツアー」



度重なる値上げにより、身の回りのほとんどの商品・サービスが高感する。4月3日、00品目を超える大規模な商品値上げが実施された。2024年1月から5月まで、主要食品・スーパーで値上げされる商品は4,556品目、値上げ率の平均は17%におよぶ。▼2024年度賃金のベースアップを実現する取り組みでは、所定昇給額を算出基礎とするものの、過去最高水準のベア額を引き出した。一方で、新賃金との同時検討が提案された夏季手当も同時期に議論を行ってきたが、2・7ヶ月分という低水準の回答だった。ベースアップは物価上昇分を考慮した生活の維持向上が、位置付けられているが、物価上昇や働き方の変化などへの正当な対価に値するとは思えない。▼JR東日本は、4月30日に2024年3月期決算を発表し、収益は2018年に迫勢だ。輸送サービス労組は夏季手当の提出を求め、申し入れを提出している。期末手当は、直近の業績動向をベースにすることを基本的な考えとしており、好調な業績結果に踏まえれば夏季手当は、輸送サービス労組は夏季手当の提出を求め、申し入れを提出している。